

令和 4 年 5 月 31 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

| | |
|-----------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 職務のため出席した事務職員 | 5 |
| 開会・開議 | 6 |
| 議事日程について | 6 |
| 議席の指定 | 6 |
| 議長の選挙 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 会期の決定 | 8 |
| 諸報告 | 8 |
| 常任委員会委員の選任 | 8 |
| 特別委員会委員の選任 | 9 |
| 管理者提出議案の報告 | 9 |
| 管理者の挨拶 | 9 |
| 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 12 |
| 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 13 |
| 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 16 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 17 |
| 閉会 | 18 |

秩父広域市町村圏組合告示第26号

令和4年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年5月24日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和4年5月31日（火）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場
3. 付議議案
 - (1) 議案第 6号 専決処分について
 - (2) 議案第 7号 専決処分について
 - (3) 議案第 8号 専決処分について
 - (4) 議案第 9号 専決処分について
 - (5) 議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

令和4年5月31日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和4年5月31日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 諸報告
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 特別委員会委員の選任
- 第 8 管理者提出議案の報告
- 第 9 議案第 6号 専決処分について
- 第10 議案第 7号 専決処分について
- 第11 議案第 8号 専決処分について
- 第12 議案第 9号 専決処分について
- 第13 議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 小松穂波 | 議員 | 2番 | 高野佳男 | 議員 |
| 3番 | 清野和彦 | 議員 | 4番 | 笠原宏平 | 議員 |
| 5番 | 本橋貢 | 議員 | 6番 | 赤岩秀文 | 議員 |
| 7番 | 木村隆彦 | 議員 | 8番 | 小櫃市郎 | 議員 |
| 9番 | 黒澤克久 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 新井達男 | 議員 | 12番 | 四方田実 | 議員 |
| 13番 | 新井利朗 | 議員 | 14番 | 染野光谷 | 議員 |
| 15番 | 高橋耕也 | 議員 | 16番 | 猪野武雄 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 北堀篤 | 管 理 者 |
| 大澤タキ江 | 副 管 理 者 |
| 富田能成 | 理 事 |
| 柴崎勉 | 理 事 |
| 森真太郎 | 理 事 |
| 野澤好博 | 事 務 局 長 |
| 新井常男 | 会 計 管 理 者 |
| 黒沢敬三 | 消 防 長 |
| 山中寛美 | 総 合 調 整 幹 兼 長 消 防 署 |
| 古屋敷光芳 | 水 道 局 長 |
| 宮城敏 | 事 務 局 次 長 兼 社 保 健 課 長 会 計 課 |
| 新井守 | 消 防 本 部 次 長 兼 危 機 防 災 管 理 監 |
| 加藤好一 | 専 門 員 兼 総 務 課 長 |
| 黒沢武徳 | 専 門 員 兼 警 防 課 長 |
| 千島武 | 水 道 局 次 長 兼 大 滝 ・ 荒 川 事 務 所 長 |
| 原島健 | 水 道 局 次 長 兼 浄 水 課 長 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|----|----|---|---|---|
| 本 | 峯 | 治 | 彦 | 管 | 理 | 課 | 長 |
| 関 | 根 | み | どり | 業 | 務 | 課 | 長 |
| 佐 | 宗 | 孝 | 幸 | 秩父 | ク | リ | ン |
| | | | | 所 | セ | ン | タ |
| 八 | 木 | | 修 | 経 | 営 | 企 | 画 |
| | | | | 課 | | | 長 |

職務のため出席した事務職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|---|
| 千 | 嶋 | | 浩 | 書 | | 記 | 長 |
| 横 | 田 | 真 | 一 | 書 | | | 記 |

午前10時00分 開会

○開会・開議

副議長（関根 修議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年5月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

副議長（関根 修議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

副議長（関根 修議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職及び任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました小松穂波議員、高野佳男議員、清野和彦議員、笠原宏平議員、本橋貢議員、赤岩秀文議員、木村隆彦議員、小櫃市郎議員、新井達男議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

| | | | |
|-----|--------|----|--------|
| 1番 | 小松穂波議員 | 2番 | 高野佳男議員 |
| 3番 | 清野和彦議員 | 4番 | 笠原宏平議員 |
| 5番 | 本橋貢議員 | 6番 | 赤岩秀文議員 |
| 7番 | 木村隆彦議員 | 8番 | 小櫃市郎議員 |
| 11番 | 新井達男議員 | | |

以上です。

副議長（関根 修議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○議長の選挙

副議長（関根 修議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（関根 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、高橋耕也議員において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(関根 修議員) ご異議なしと認めます。

よって、高橋耕也議員において指名することと決しました。

それでは、15番、高橋耕也議員、お願いいたします。

15番(高橋耕也議員) ただいまご指名をいただきました15番、高橋耕也でございます。議長につきましては、秩父市議会選出の木村隆彦議員を推薦いたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副議長(関根 修議員) ただいま高橋耕也議員において指名されました木村隆彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(関根 修議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いただきました木村隆彦議員が議長に当選されました。

当選された木村隆彦議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

7番、木村隆彦議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(7番 木村隆彦議員登壇)

7番(木村隆彦議員) 皆さん、こんにちは。ただいま広域市町村圏組合議長として小鹿野町の高橋耕也議員より指名推選をいただきました秩父市議会選出の木村でございます。浅海議員の残任期間ということでございますけれども、しっかりと広域の議会をまとめていきたいというふうに思っております。1市4町一丸となって、地域住民のためにしっかりと議会運営を行っていきたく思っておりますので、議員各位の皆様におかれましてもご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

副議長(関根 修議員) 皆様には議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、木村議長、議長席にご着席ください。

(副議長、議長と交代)

議長(木村隆彦議員) それでは、議事を進行させていただきます。

○会議録署名議員の指名

議長(木村隆彦議員) 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

5番 本橋 貢 議員

6番 赤岩 秀文 議員

8番 小櫃 市郎 議員

以上の3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（木村隆彦議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（木村隆彦議員） 次に、諸報告を行います。

管理者より令和3年度秩父広域町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

○常任委員会委員の選任

議長（木村隆彦議員） 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、

総務常任委員会委員に

1番 小松 穂波 議員

2番 高野 佳男 議員

3番 清野 和彦 議員

5番 本橋 貢 議員

11番 新井 達男 議員

以上5名を

厚生衛生常任委員会委員に

4番 笠原 宏平 議員

6番 赤岩 秀文 議員

8番 小櫃 市郎 議員

7番 木村 隆彦

以上4名をそれぞれ指名いたします。

なお、現在総務常任委員会副委員長並びに厚生衛生常任委員会委員長が欠員となっております。

次の休憩中に、第2委員会室においては総務常任委員会を、第3委員会室においては厚生衛生常任委員会を開催し、総務常任委員会においては副委員長、厚生衛生常任委員会においては委員長を互

選いただき、その結果を議長までご報告をお願いいたします。

○特別委員会委員の選任

議長（木村隆彦議員） 次に、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、
議会改革調査研究特別委員会委員に

2番 高野佳男議員 3番 清野和彦議員 5番 本橋 貢議員
6番 赤岩秀文議員 12番 四方田 実議員

以上5名を指名いたします。

なお、現在議会改革調査研究特別委員会副委員長が欠員となっております。次の休憩中の常任委員会終了後に第3委員会室において議会改革調査研究特別委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会においては副委員長が、厚生衛生常任委員会においては委員長が、議会改革調査研究特別委員会においては副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会副委員長 本橋 貢議員
厚生衛生常任委員会委員長 笠原 宏平議員
議会改革調査研究特別委員会副委員長 本橋 貢議員
以上のとおりであります。

○管理者提出議案の報告

議長（木村隆彦議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（木村隆彦議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たりましてご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼を申し上げます。このたび秩父市議会並びに皆野町議会より新たに組合議会議員となられました皆様には、組合行政の推進に対しましてご指導いただきますよう、心からお願いをいたします。

ただいま議長に秩父市議会選出の木村隆彦議員が選出されました。また、正副常任委員長及び特別委員会副委員長もそれぞれ選任をいただき、今後の組合議会の円滑な運営のためにご活躍をいただきますとともに、深く敬意を表すところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在全国的に穏やかに減少しておりますが、秩父地域ではまだ多くの感染者が発生している状況でございます。感染力の強いオミクロン株は、重症化リスクについては比較的低いと言われておりますので、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら、今後は国の動向に注視しながら、コロナ禍において地域経済や社会活動を維持し、回復を図っていくことも重要であると考えております。

いずれにいたしましても、当組合の事業であるごみの収集処理をはじめ火葬場、消防、救急、救助、水道事業は、コロナ禍にあっても住民生活に直結した欠くことのできない事業でございます。新型コロナウイルス感染症に限らず、緊急事態時においても地域住民の安心安全の確保のため、継続して事業ができるよう進めてまいりたいと存じます。

また、過日は新井、阿左美両県議にもご同席をいただき、各理事とともに埼玉県知事へ水道事業に関する要望書を提出させていただきました。安全で安定した水道事業の運営体制の確立のため、今後も各理事とともに地域が一つとなって事業を進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様にはこれら諸事業の推進に当たり、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案させていただきます議案の概要につきまして説明をさせていただきます。本日臨時会でご審議いただきます議案は5件でございます。

議案第6号から第9号までの4件の専決処分でございますが、3月31日付で専決処分いたしましたので、議会のご承認を得たいものでございます。

議案第6号 秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、押印等を求める手続について、国家公務員の手続に準じて所要の改正を行ったものでございます。

議案第7号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、不妊治療に係る通院等のための特別休暇を

新設する等の改正を行ったものでございます。

議案第8号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに取得しやすい勤務環境の整備を行うための改正を行ったものでございます。

議案第9号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましては、衛生費及び消防費に係る修繕や改修工事において、新型コロナウイルス感染症の影響により部品等の調達が遅れるなど、年度内の事業の完了が見込めなくなったことから、繰越明許費を設定したものでございます。

次に、議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、三上一郎委員が令和4年3月末で辞任されたので、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに当たり、市、町の6月議会を控え、何かとご多忙な時期だと存じますが、議員各位におかれましては一層健康にご留意をいただき、ご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、管理者としての挨拶にさせていただきます。

以上でございます。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） これより議案審議に入ります。

議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第6号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。本一部改正条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。一部改正の概要につきましては、押印等を求める国の手続について、国家公務員の手続に準じて改正したものでございます。

議案第6号参考資料、本条例新旧対照表を御覧ください。これは、国が推進する行政手続の簡素化の一環として、国家公務員のサービスの宣誓に関する実施方法が見直されたことに準じ、職員のサービスに関する宣誓書の押印を省略するとともに、任命権者に単に宣誓書を提出する方式に変更して手続の簡素化を図ったものでございます。なお、附則により条例の施行日を令和4年4月1日とさせて

いただきました。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第7号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページを御覧ください。本一部改正条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。本条例は、人事院による公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出における妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

のために講じる措置の一つとして人事院規則の一部改正が行われており、これに準じて改正したものでございます。

議案第7号参考資料、本条例新旧対照表を御覧ください。本条例第14条第2項の特別休暇のうち、第13号として、国に準じて不妊治療に係る通院等のための特別休暇の規定を新設するもので、1年において5日の範囲内、体外受精など管理者が定める不妊治療については10日の範囲内で取得できるものでございます。

2ページの18号、心身の健康維持及び増進または家庭生活の充実を図る場合、いわゆる夏季休暇の取得期間を7月から9月までの3か月間から6月から10月までの5か月間に改めるものに加え、文言の修正をしたものでございます。なお、附則により条例の施行日を公布の日とし、令和4年3月31日とさせていただきます。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第8号 専決処分について(秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

議案書の8ページを御覧ください。本一部改正条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。本条例は、人事院による公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出における妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一つとして人事院規則の一部改正が行われており、これに準じて改正したものでございます。

議案第8号参考資料、本条例新旧対照表を御覧ください。本条例第2条で定める非常勤職員が育児休業を取得できる条件である引き続き在職した期間が1年以上の規定を撤廃し、取得要件の緩和を行うものでございます。またあわせて、2ページ目の第20条で定める非常勤職員が部分休業を取得できる条件につきましても同様に引き続き在職した期間が1年以上の規定を撤廃し、取得要件の緩和を行うものでございます。

さらに、第24条及び第25条の条文を追加して、より育児休業を取得しやすい勤務環境を整え、育児休業を取得しようとする職員の研修や相談などが円滑に実施できるよう職場での体制強化を図るものでございます。なお、附則により条例の施行日を令和4年4月1日とさせていただきました。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(木村隆彦議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、高野佳男議員。

2番(高野佳男議員) 2番、高野でございます。今ご説明いただきました育児休業等に関する改正につきましてなのですが、非常勤職員の育児休業の取得に関する改正ということでもございましたけれども、昨年8月10日付で人事院のほうから国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出というものが出ておまして、その中で非常勤職員のことについても述べられておまして、その中で育児休業以外の部分につきましても言及がなされております。私が確認した限りのことですが、まず育児休業のほかにも育児時間及び介護時間の取得要件に関しても引き続き在職した期間が1年以上であるという要件を廃止するとあります。また、子供の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件に関して、現在6か月以上継続勤務しているという要件が当時設けられていたわけですが、これを6か月以上の任期が定められている、または6か月以上継続勤務していると改めるというふうになっております。育児休業について今回の議案で提起されているわけなのですが、昨年8月付で人事院規則が改正されている、この非常勤職員についての育児時間及び介護時間の取

得要件及び子供の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の改正につきましても、これはやはり非常勤職員の方々についても適用されるのでしょうか。ご質問申し上げます。

議長（木村隆彦議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

議長（木村隆彦議員） 再開いたします。

当局の答弁を求めます。

管理課長。

（本峯治彦管理課長登壇）

本峯治彦管理課長 ただいまの高野議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

この4月1日に改正する事項につきましては、民間の企業等を対象とした育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というものが令和3年6月に改正されまして、それに基づき、今回の事項については改正を行うものでございます。まだ予定でございますが、令和4年10月1日に国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子、残りの部分について、第2段階として改正を進めていくという予定でございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(木村隆彦議員) 総員起立であります。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(木村隆彦議員) 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第9号 専決処分について(令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回))につきましてご説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。議案第9号の専決処分につきましては、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回)を専決処分書のとおり令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算書(第3回)の1ページをお開きください。本補正予算は、第1条のとおり繰越明許費を追加したもので、3ページの第1表、繰越明許費補正にございますように、4款衛生費、1項保健衛生費は、4目斎場費の受変電設備高圧気中負荷開閉器停電補償コンデンサ等交換修理47万3,000円、2項清掃費は、2目クリーンセンター費の1階トイレ配管改修工事565万2,800円、5款消防費、1項消防費、1日常備消防費の加圧給水ポンプユニット緊急修繕109万2,000円の3件を繰越明許費に追加したものでございます。

繰越しの理由でございますが、斎場の受変電設備高圧気中負荷開閉器停電補償コンデンサ等交換修理につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、修理に必要な部品の調達が困難なため、納期が見込めないことによるもので、クリーンセンターの1階トイレ配管改修工事では、工事施工中に工事施工範囲外の配管に損傷が確認されたため、増工が必要となり、材料の納期や施工の確保に期間を要することにより、いずれも工期内での完了が見込めないため、斎場の修理を令和5年3月31日まで、クリーンセンターの配管改修工事を本年6月30日まで、それぞれ工期を延長したものでございます。

続いて、消防本部の加圧給水ポンプユニット緊急修繕につきましては、本年1月に消防本部庁舎に設置されている同設備に故障が発見され、至急施工業者と修繕契約を締結しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により交換部品の納期が年度内では難しく、完了が見込めないことから、工期内での完了ができなくなりましたので、本年6月30日まで工期を延長したものでございます。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 それでは、議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましてご説明をさせていただきます。

本組合公平委員会委員であります三上一郎さんについては、本年3月31日付で辞職されたため、後任として高橋正樹さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、提案するものでございます。

高橋正樹さんの住所、生年月日は、議案書に記載されているとおりでございます。高橋さんは、現在株式会社むさしの代表取締役の職に就かれております。なお、任期は辞任された三上氏の残任

期間となり、令和7年7月31日までとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（木村隆彦議員） 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月31日

議 長 木 村 隆 彦

副 議 長 関 根 修

署名議員 本 橋 貢

署名議員 赤 岩 秀 文

署名議員 小 櫃 市 郎